

令和元年度 第2回鎌ヶ谷市消防委員会会議録

- 1 開催日時
令和2年2月7日（金曜日）午前9時30分から午前10時30分まで

- 2 開催場所
消防本部3階会議室

- 3 出席者
(1) 委員 鈴木定夫委員（委員長） 長瀬正久委員（副委員長）
廣部信隆委員 本田裕子委員
松尾せつ子委員 澁谷誠幸委員
(2) 事務局 川上英明消防団長 松本禎久消防長
矢ノ目健二次長（事）消防総務課長
露木三喜男予防課長 岩上一彦警防課長
松下晃通警防課主幹 高橋順一消防総務課長補佐
川崎大郎消防主事

- 4 議題
議案1 令和元年度事務事業進捗状況について
議案2 令和2年度予算（案）の概要及び事務事業について

- 5 傍聴者 なし

- 6 会議の公開 非公開について
公開

7 発言の要旨

- 消防総務課長 消防委員会条例第5条第4項による会議成立を報告、傍聴の申出がなかったことを報告し、令和元年度第2回消防委員会会議開会を宣言した。
- 鈴木委員長 挨拶
- 川上消防団長 挨拶
- 消防長 挨拶
- 消防総務課長 消防委員会条例第5条第3項の定めにより委員長が議長を務めることを伝えた。また、会議録署名人は廣部委員と澁谷委員であり、任期中は継続であることを確認した。
議長へ進行をお願いした。
- 鈴木議長 議案1 令和元年度事務事業進捗状況について説明を求めた。
- 事務局 議案1 令和元年度事務事業進捗状況について、職員研修、火災予防、救急救命、消防団、施設等について説明した。
- 鈴木議長 議案2 令和2年度予算（案）の概要及び事務事業について説明を求めた。
- 事務局 議案2 令和2年度予算（案）の概要及び事務事業について、常備消防費として一般人件費、消防事務に要する経費、消防庁舎の管理運営に要する経費、職員研修に要する経費、予防業務に要する経費、警防業務に要する経費、大規模災害時応援に要する経費、消火栓改修事業、非常備消防費として消防団運営に要する経費、消防団装備品整備事業、消防施設費として消防車両更新事業、消防団車両更新事業、通信指令業務共同運用事業、鎌ヶ谷消防署改修事業の内容を説明した。
なお、令和2年度予算（案）は議会議決前の要求額であり、決定されていないことを申し添えた。
- 予防課長 最近3か年の火災状況について、火災件数、損害額、被災世帯、出火率の説明をした。
- 警防課長 最近3か年の救急出動件数、令和元年傷病程度別搬送人数の説明をした。
また、今後の救急出場件数削減に向けた対策を説明した。
- 鈴木議長 各委員に質問を求めた。
- 長瀬委員 昨年7月に京都アニメーションで、携行缶に入れたガソリンを撒いて放火され、多くの死傷者を出す火災が発生しましたが、一般の人が、携行缶でガソリンを購入する場合、どのような方法があるのか、また、購入するにあたり、何か消防の規制はあるのでしょうか。
- 予防課長 携行缶にて、ガソリンを購入する方法といたしましては、ガソリンスタンドで消防法令に適合した金属製容器（携行缶）に注油してもらい購入するか、インターネット等で非常時用の「ガソリン缶詰」を購入するか、の2通りがございます。
ガソリンスタンドで購入する場合は、危険物取扱者の従業員が居るガソリンスタンドに入れてもらわなければなりません。
また、セルフサービスのガソリンスタンドでは、購入者自らが自動車等に給油する施設でありますので、基本的には携行缶での購入はできませんが、従業員による対応の場合は購入が可能です。
消防の規制につきましては、京都市での火災以降、同様の事案発生を抑止するため、総務省消防庁から石油連盟等を通じて、携行缶でガソリン販売する場合は、使用目的や購入者の本人確認、販売記録の作成をするよう、各ガソリンスタンドに要請し行っていただいていたところでしたが、令和2年2月1日から、この内容が義務化されております。

この他、インターネット等で販売されている非常時用のガソリン缶詰にも、販売元及び購入者の取り扱う数量等の規制はあるものの、購入すること自体に規制はございません。

長瀬委員
予防課長
本田委員

保管期間について教えてください。

携行缶での保存は約3か月、ガソリン缶詰では3年となります。

資料3 ページ 3 救急救命(1)の、救命講習で普通救命講習にはⅠ、Ⅱ、Ⅲとありますが、違いは何ですか。また、過去に受講した方はどのくらいいるのでしょうか。

警防課長

普通救命講習Ⅰは、成人に対する心肺蘇生法とAEDの取扱いを受講者に習得していただくもので、普通救命講習Ⅱは、普通救命講習Ⅰの内容のほか、筆記試験と実技試験が含まれており、職場や施設等において、心肺蘇生法やAEDを一定頻度使用される方を受講者としております。普通救命講習Ⅲは小児、乳幼児に対する心肺蘇生法とAEDの取扱いとなっております。

参考で、普通救命講習は平成6年から、上級救命講習は平成15年から、普通救命講習Ⅲについては、平成24年から本市で取り入れて講習を開催しております。

なお、消防本部では後期基本計画といたしまして、令和2年度までに普通救命講習の受講者数1万人を目標とし、令和元年12月31日現在では、9,530名の方が受講しております。

廣部委員

令和元年度では合計26名の職員を研修などに派遣されており、令和2年度では、消防大学校に2名、救急救命研修所に1名、千葉県消防学校に20名、各種技能講習に4名の合計27名の職員を派遣するようですが、派遣される職員はどのように決めていますか。

消防総務課長

研修者の決定につきましては、鎌ヶ谷市消防本部研修運用要綱に基づき、所属長以上の職にある者をもって組織する、「鎌ヶ谷市消防本部研修運営委員会」において研修生の選考及び決定を行っております。

研修運営委員会では、職員の年齢や消防職員としての経験年数、適正や職員の意向、所属長からの意見を踏まえ研修生として適任である者を選考しております。

鈴木議長
警防課長

現在、消防団員は派遣していますか。

消防団員につきましては、例年、消防団幹部会議で計画を立てております。

令和元年度につきましては、11月に消防団幹部1名を消防団員指導研修に入校いたしました

令和2年度においても、今後の年間計画に基づいて、同様に消防団幹部1名を派遣する予定でございます。

澁谷委員
警防課長
澁谷委員
警防課長
澁谷委員

期間はどのくらいですか。

1泊から2泊程度でございます。

職員の場合の期間はどのくらいですか。

1か月から半年程度と課程内容によって期間は様々です。

昨年の9月、10月にはラグビーワールドカップが開かれ、今年は、オリンピック・パラリンピックが開催されますけれども、外国人観光客等の増加に伴い、宿泊施設の需給が騒がれているなか、民泊という制度が始まり、その需要も多くなると思います。

聞くところでは、民泊を行うにあたっては、保健所への届出のほか、消防への申請も必要だと聞いております。

鎌ヶ谷市は、成田空港からのアクセスもよく、東京へも近い場所です

が、市内には、現在、何件の民泊があるか把握していますか。

予防課長

鎌ヶ谷市内の民泊施設の件数につきましては、2月1日現在で43件ございます。

43件の内訳としては、一般住宅を使用した民泊施設が4件、共同住宅の住戸を使用した民泊施設が39件となっております。

澁谷委員

共同住宅とは、アパートのようなものですか。

予防課長

そのとおりです。一部屋を1件とみなし、一棟で8部屋全てが民泊でしたら、8件として計算しております。

澁谷委員

消防として、民泊にするための指導はしていますか。

予防課長

民泊にするためには、県に申請し許可を受ける必要があります。その申請にあたり、消防が交付する消防法令適合通知書が必要となります。消防としては、消防用設備など、法令に適合し安全であることを確認した後、事業者の申請により消防法令適合通知書を交付します。

松尾委員

資料8ページ 2(1)消防団運営に要する経費で、令和2年度は、鎌ヶ谷市で操法大会が開催されるそうですが、開催に関する予算などについて教えてください。

警防課長

令和2年度は近隣9市で構成される東葛飾支部消防操法大会が10年ぶりに鎌ヶ谷市で開催されます。平成18年度から支部構成市、近隣9市にて輪番制で開催しており、本市につきましても当番市として2回目の開催となります。

会場は人工芝に改修した福太郎スタジアムで、日程は令和2年6月14日(日曜日)を予定しております。鎌ヶ谷市からは、道野辺地区管轄の第2分団が出場いたします。

このことから、令和2年度予算では、消防団員用のレインコートなど、消耗品費として約28万円、トランシーバーなどの備品購入費として79万円、操法会場及び駐車場等の設営及び大会前後のスタジアム整備委託に約950万円を要求してございます。

長瀬委員

消防操法大会は、出場する分団はどのようにして決めていますか。

川上消防団長

まずは立候補により決定しています。立候補する分団がない場合は、輪番で決定しています。

鈴木議長

その他の連絡事項を求めた。

消防総務課長

消防総務課から消防委員の皆様へ報告がございまして。

本市が平成24年度に整備した、消防救急デジタル無線装置購入の物品供給契約において、機器メーカーである会社及び契約会社に不正行為があったと判断したことから、令和2年1月22日、両社に対し、本市が受けた損害について賠償請求を行う旨を記載した催告書を送付したことをご報告いたします。

この件について、これまでの経緯を簡単にご説明いたしますと、平成15年の電波法の一部改正に伴い、全国の市町村等では平成28年5月末日までに消防救急無線のデジタル化を図ってきたところでございます。

これに対して、公正取引委員会では平成29年2月2日に無線機製造販売会社5社が独占禁止法に違反したとして排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったところでございます。この課徴金納付命令算定対象物件に本市の消防救急デジタル無線装置購入が含まれておりました。

本市といたしましては、両会社に対する聞き取り調査や、近隣市などからの情報収集を基に事実確認を進めてきた結果、不正行為があったものと判断し、催告書の送付に至ったものでございます。

なお、損害賠償請求額につきましては現在算定中ではありますが、今後、裁判に発展する可能性のある案件でございますので、状況の変化に応じてご報告したいと考えております。

消防総務課からの報告は以上となります。

長瀬委員

資料7 ページ東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーに伴う消耗品費と備品購入費の予算はどのようなことから予算計上したのでしょうか。

警防課長

通常の救急隊が活動するための消耗品や備品のほかに、東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーに伴う消耗品と備品購入の予算も含め計上しております。本市では、令和2年7月4日に聖火リレーが予定されていることが報道等でも発表されていることから、イベント開催時、警防課で主管する応急救護所設営に関する費用や集団災害に対応するための備品購入に対する予算計上です。

警防課長

消防委員会の参加する消防団行事予定（消防団辞令交付式：令和2年4月4日（土曜日）・東葛飾支部消防操法大会：令和2年6月14日（日曜日））について連絡した。

事務局

令和2年度第1回消防委員会開催について、令和2年7月上旬開催予定である旨、連絡した。

鈴木議長

議事を終了し、令和元年度第2回消防委員会会議閉会を宣言した。

8 会議録署名人の署名

以上会議経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和2年2月26日

氏名 澁谷 誠幸

氏名 廣部 信隆